

受入れ対象分野（既存の特定産業分野）の詳細（案）

（育成就労産業分野の設定を含む）

【論点】

既存の特定産業分野の育成就労産業分野としての設定（3年間の育成イメージ等）について御議論いただき、今後の有識者会議における主要論点の議論や、専門家会議における試験実施要領案や試験問題案等の議論に向けた御意見をいただきたい。（育成就労産業分野としての設定の是非自体に概ね御了承いただいた上で、上記主要論点の議論や専門家会議における議論を開始する予定）

（参考）

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針
（令和7年3月11日閣議決定）

第二の2（1）育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項

育成就労制度は、「特定技能1号」の在留資格において求められる水準の技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保することを目的とする制度であることから、育成就労制度による外国人の受入れは（略）特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野に限って行う。

（略）

第三の3（2）育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。（略）

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について
（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

2（1）受入れ対象分野

- ・ 技能実習2号移行対象職種のうち、対応する特定産業分野が設定されているものについては、当該分野が特定技能制度において外国人材による人材確保が必要な分野と認められていることを前提に、育成就労制度においても、原則として受入れ対象分野として認める方向で検討する。（略）

受入れ対象分野（既存の特定産業分野）の詳細（案）（1 / 3）



省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	育成就労制度における育成イメージ（※）
厚生労働省	介護	4.32	介護	身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）	技能実習2号移行対象職種である介護職種（介護作業）と同様の育成・評価（既存の技能実習評価試験を活用）
	ビルクリーニング	2.43	ビルクリーニング	建築物内部の清掃	技能実習2号移行対象職種であるビルクリーニング職種（ビルクリーニング作業）と同様の育成・評価 （3年目試験は特定技能1号評価試験を活用。1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備することとしつつ当分の間は技能検定を活用することを検討中）

※ 育成就労制度における計画的な育成・評価の対象となる「主たる技能」及びその修得に必ず従事することが必要となる業務（必須業務）については、業務区分内で細分化された単位（技能実習制度における職種・作業単位）で設定するか、業務区分単位で設定するかを業務区分ごとに定める。

技能実習制度における職種・作業が業務区分と一致するような業務区分なども存在するが、上表中では便宜上、育成就労の目標となる3年目の試験について既存の技能検定・技能実習評価試験等を活用するものは青字、特定技能評価試験を活用するものは赤字で記載。（次頁以降で同じ。）

受入れ対象分野（既存の特定産業分野）の詳細（案）（2／3）



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	育成就労制度における育成イメージ（※）
国土交通省	建設	5.48	土木	土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）	・各業務区分に紐付く技能実習2号移行対象職種が計25職種38作業（とび、建設機械施工、型枠施工等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（技能検定・既存の技能実習評価試験を活用） ・加えて、以下についても新たに「主たる技能」として育成・評価の対象とする（新たに育成就労評価試験を整備（*の技能については令和8年度以降に整備予定）） - 基礎ぐい工事業*、電気設備施工、鉄筋継手（圧接）（いずれも建設キャリアアップシステムの能力評価対象職種） - 電気通信（建設分野特定技能旧19業務区分のうちの1つ） - 管路更生（技能実習評価試験の整備に関する専門家会議にて審議中）
			建設	建設（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）	
			ライフライン・設備	ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）	
	造船・船用工業	4.63	造船	造船（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事）	各業務区分に紐付く技能実習2号移行対象職種が計22職種43作業（溶接、塗装、鉄工等）存在。これらの作業単位で「主たる技能」を設定し、技能実習制度同様の育成・評価（技能検定・既存の技能実習評価試験を活用）
			船用機器	船用機器（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用機械の製造工程の作業に従事）	
			船用電気電子機器	船用電気電子機器（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事）	
	自動車整備	5.29	自動車整備	自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務	技能実習2号移行対象職種である自動車整備職種（自動車整備作業）と同様の育成・評価（既存の技能実習評価試験を活用）
			車体整備	自動車の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及び特定整備	新たに業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（新たに育成就労評価試験を整備）
	宿泊	4.83	宿泊	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	技能実習2号移行対象職種である宿泊職種（宿泊作業）と同様の育成・評価を基本としつつ、特定技能制度でのみ従事可能となっている企画・広報業務についても必須業務に追加（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は技能実習評価試験の内容を変更）
	自動車運送業	3.13	トラック運転者	事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般	育成就労産業分野としての設定なし
			タクシー運転者	事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般	
			バス運転者	事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般	

受入れ対象分野（既存の特定産業分野）の詳細（案）（3 / 3）

省庁	分野名	有効求人倍率	業務区分	業務内容	育成就労制度における育成イメージ（※）
農林水産省	農業	2.01	耕種農業全般	耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）	・耕種農業全般及び畜産農業全般について、新たに各業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備） ・各業務区分に紐付く技能実習2号移行対象職種（耕種農業職種3作業（施設園芸、畑作・野菜、果樹）、畜産農業職種3作業（養豚、養鶏、酪農））の作業単位で「主たる技能」を設定し技能実習制度同様の育成・評価（既存の技能実習評価試験を活用）
			畜産農業全般	畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）	
	漁業	2.15	漁業	漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）	新たに各業務区分全般に係る必須業務を設定し育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）
			養殖業	養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）	
	外食業	4.28	外食業	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	・外食業全般について、新たに外食業全般に係る必須業務を設定し育成・評価（新たに育成就労評価試験を整備。3年目試験は特定技能評価試験を活用。） ・技能実習2号移行対象職種である医療・福祉施設給食製造職種（医療・福祉施設給食製造作業）についても、同様の育成・評価（既存の技能実習評価試験を活用）
	林業	2.41	林業	林業（育林、素材生産等）	技能実習2号移行対象職種である林業職種（育林・素材生産作業）と同様の育成・評価を想定（技能検定を活用）
	木材産業	2.73	木材産業	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	技能実習2号移行対象職種である木材加工職種（機械製材作業）に加え、特定技能制度でのみ従事可能となっている業務（合単板製造、集成材製造等）も含めた業務区分全般に係る必須業務を新たに設定し、育成・評価（3年目試験は特定技能評価試験を活用、1年目試験は新たに育成就労評価試験を整備）

【参考 1】技能評価試験の整備予定（特定技能評価試験）

【参考 1】技能評価試験の整備予定（既存特定産業分野）（特定技能評価試験）

省庁	分野名	業務区分名	試験名（仮称を含む）	等級	特記事項
厚生労働省	介護分野	介護	介護技能評価試験	1 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
			介護日本語評価試験		
	ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能評価試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
国土交通省	建設	土木	建設分野特定技能 1 号評価試験	1 号、2 号	試験時間及び試験問題数を変更予定
		建築			
		ライフライン・設備			
	造船・船用工業	造船	造船・船用工業分野特定技能試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験（作成済・未実施）から変更なし
		船用機械			
		船用電気電子機器			
	自動車整備（※）	自動車整備	自動車整備業務特定技能評価試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験の名称のみを変更
		車体整備	車体整備業務特定技能評価試験	1 号、2 号	新規作成
	宿泊	宿泊	宿泊分野特定技能評価試験	1 号・2 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
	自動車運送業	トラック運送業	自動車運送業分野特定技能評価試験	1 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
		タクシー運送業			
		バス運送業			
農林水産省	農業	耕種農業全般	農業技能測定試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
		畜産農業全般			
	漁業	漁業	漁業技能測定試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
		養殖業			
	外食業	外食業	外食業技能測定試験	1 号、2 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
	木材産業	木材産業	木材産業特定技能 1 号評価試験	1 号	現行の特定技能評価試験から変更なし
	林業	育林・素材生産等	林業技能測定試験	1 号	現行の特定技能評価試験から試験方法を変更

注 既存試験に変更を加える場合は青字、新規に試験を作成する場合は赤字
 ※ 自動車整備分野においては、1つの業務区分を「自動車整備」と「車体整備」の2区分に切り分け

【参考 2】技能評価試験の整備予定（育成就労で活用する試験）

省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
厚労省	介護	介護	介護	身体介護等を行う技能	介護育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	介護	介護
	ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング	多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く）の内部の清掃を行う技能	ビルクリーニング育成就労評価試験初級（初級）	現行の技能検定を活用して、特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新たに作成	ビルクリーニング	ビルクリーニング
国交省	建設	土木	パーカッション式さく井工事、ロータリー式さく井工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、コンクリート圧送工事、ウェルポイント工事、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装		技能検定		8職種10作業	
			建設機械施工（押土・整地）	押土・整地機械（ブルドーザ）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能	建設機械施工育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	建設機械施工	押土・整地
			建設機械施工（積込み）	積込み機械（トラクタショベル）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能				積込み
			建設機械施工（掘削）	掘削機械（油圧ショベル：バックホウ）を使用して走行操作、施工作业及び点検作業を行う技能				掘削
			建設機械施工（締固め）	締固め機械（ロードローラ）を使用して、施工作业（特別教育の受講修了証が必要）及び点検作業を行う技能				締固め
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			管路更生	管路更生に関する技能	管路更生育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし（現在技能実習2号移行対象職種・作業への追加申請中）	
			基礎ぐい工事業	基礎ぐい工事に関する技能	基礎ぐい工事業育成就労評価試験（初級、専門級）	令和8年度以降に新規作成予定	なし	
			鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手（圧接）に関する技能	鉄筋継手（圧接）育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	

注 既存試験に変更を加える場合は青字、新規に試験を作成する場合は赤字

【参考2】技能評価試験の整備予定（既存特定産業分野）（育成就労制度で活用する試験②）

省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
国交省	建設	建築	内外装板金、ダクト板金、木製建具手加工、大工工事、型枠工事、鉄筋組立て、とび、石材加工、石張り、タイル張り、かわらぶき、左官、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事、壁装、ビル用サッシ施工、シーリング防水工事、コンクリート圧送工事、築炉、構造物鉄工、建築塗装、鋼橋塗装		技能検定		18職種25作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			基礎ぐい工事業	基礎ぐい工事に関する技能	基礎ぐい工事業育成就労評価試験（初級、専門級）	令和8年度以降に新規作成予定	なし	
			鉄筋継手（圧接）	鉄筋継手（圧接）に関する技能	鉄筋継手（圧接）育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	
		ライフライン・設備	内外装板金、ダクト板金、冷凍空気調和機器施工、建築配管、プラント配管、保温保冷工事		技能検定		4職種6作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
			電気設備施工	電気設備施工に関する技能	電気設備施工育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	
			電気通信工事	電気通信に関する技能	電気通信工事育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	

省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
国交省	造船	造船	建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、構造物鉄工、とび、建築配管、プラント配管、ダクト板金、内外装板金、木製建具手加工、左官、保温保冷工事、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事、機械板金、家具手加工		技能検定		11職種20作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
		船用機械	機械系保全、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、構造物鉄工、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、建築配管、プラント配管、鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造、金属プレス、手積み積層成形、ダクト板金、内外装板金、保温保冷工事、機械板金、機械検査		技能検定		13職種24作業	
			手溶接	アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能	溶接育成就労評価試験（初級専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	溶接	手溶接
			半自動溶接	半自動アーク溶接機を使用し、手作業による溶融溶接（融接）を行う技能				半自動溶接
		船用電気電子機器	機械系保全、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て回転電機巻線製作、金属プレス、電子機器組立て、プリント配線板設計、プリント配線板製造、建築配管、プラント配管、機械板金、機械検査		技能検定	なし	9 職種18作業	
	自動車整備	自動車整備	自動車整備	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する業務に関する技能	自動車整備業務育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	自動車整備	自動車整備
		車体整備	車体整備	車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及び特定整備に関する技能	車体整備業務育成就労評価試験（初級、専門級）	新規作成	なし	
	宿泊	宿泊	宿泊	宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊育成就労評価試験（初級）	現行の技能実習評価試験に「企画・広報」の内容を追加し、特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験として整備（実技試験は製作等作業試験及び判断等試験から、判断等試験のみに変更）	宿泊	接客・衛生管理

【参考2】技能評価試験の整備予定（既存特定産業分野）（育成就労制度で活用する試験④）



省庁	分野名	業務区分名	主たる技能		試験名（仮称を含む）	特記事項	対応する技能実習移行対象職種・作業	
			名称	概要			職種	作業
農水省	農業	耕種農業	耕種農業全般	耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）に関する技能	農業育成就労評価試験（耕種農業全般）（初級）	特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	耕種農業	施設園芸、畑作・野菜、果樹
			施設園芸	施設園芸作業に関する技能	農業育成就労評価試験（施設園芸）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	耕種農業	施設園芸
			畑作・野菜	畑作・野菜作業に関する技能	農業育成就労評価試験（畑作・野菜）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	耕種農業	畑作・野菜
			果樹	果樹作業に関する技能	農業育成就労評価試験（果樹）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	耕種農業	果樹
		畜産農業	畜産農業全般	畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）に関する技能	農業育成就労評価試験（畜産農業全般）（初級）	特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	畜産農業	養豚、養鶏、酪農
			養豚	養豚作業に関する技能	農業育成就労評価試験（養豚）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	畜産農業	養豚
			養鶏	養鶏作業に関する技能	農業育成就労評価試験（養鶏）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	畜産農業	養鶏
			酪農	酪農作業に関する技能	農業育成就労評価試験（酪農）（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	畜産農業	酪農
	漁業	漁業	漁業全般	漁船漁業における、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生	育成就労評価試験（漁業区分）（初級）	現行の技能実習評価試験を活用して、特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、ひき網漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、延縄漁業、定置網漁業、刺し網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業
		養殖業	養殖業全般	養殖業における、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生	育成就労評価試験（養殖区分）（初級）	現行の技能実習評価試験を活用して、特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	養殖業	ほたてがい・まがき養殖
	外食業	外食業	外食業全般	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業育成就労評価試験（初級）	特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	なし	
			医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造育成就労評価試験（初級、専門級）	現行の技能実習評価試験を名称変更	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造
	木材産業分野	木材産業	木材産業全般	木材加工全般に関する技能	木材産業育成就労評価試験（初級）	現行の技能実習評価試験を活用して特定技能評価試験の試験範囲に対応した1年目試験を新規作成	木材加工	機械製材
	林業	育林・素材生産	育林・素材生産		技能検定		林業	育林・素材生産